

■養介護施設での高齢者虐待、4割弱が夜間に発生 厚労省

- ・厚生労働省が行った高齢者虐待の実態把握に関する調査の結果によると、有料老人ホームを含む養介護施設の従事者による高齢者への虐待は、「夜間」（夕食後～起床前）での発生が4割弱を占めた。「日中」（朝食後～夕食）の発生割合に比べると、2割程度多いことが明らかとなった。
- ・調査は、2024年度の老健事業で実施されたもの。全国の都道府県や市区町村を対象に23年度内に虐待の相談や通報などがあった事例について、発生の「時間帯」や「場所」、「状況」を確認できた161人（重複あり）への虐待の発生時間を調べた。その結果、最も多かったのが、「時間帯によらない」の72人（44.7%）だったものの、「夜間」も59人（36.6%）と多く、全体の4割弱を占めた。「日中」は27人（16.8%）、「早朝」（起床前後～朝食）は8人（5.0%）にそれぞれとどまった。
- ・夜間に発生した虐待のうち最も多かったのは、「身体的虐待」の47.5%。次いで「介護等放棄」（44.1%）、「心理的虐待」（35.6%）など。時間帯によらず発生した虐待では、「介護等放棄」が76.4%で最多だった。
- ・住宅型有料老人ホームでの虐待については、虐待が認められた被虐待者397人（重複あり）のうち、身体的虐待が265人（66.7%）と過半数を占めており、厚労省では「夜間も含めた人員配置が虐待の発生に関係している可能性も考えられる」としている。
- ・調査結果は、厚労省が4月28日に開いた有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会の会合で示した。この日の会合では、医療処置が必要な入居者がいる住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）での看護職員の配置状況に関する調査結果も示した。
- ・それによると、医療処置が必要な入居者が15%以上の住宅型有料老人ホームでは、専従の看護職員がいる割合は22.3%、兼務の看護職員の割合は19.7%にとどまり、いずれもないという事業所は12.2%あった。サ高住では、専従の看護職員がいる割合は13.7%、兼務の看護職員の割合は17.5%。いずれもない事業所は6.6%だった。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会（第2回）
の資料について（令和7年4月28日（月））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_57450.html